

平成15年3月24日	新潟市告示第81号	全部改正
平成16年5月27日	新潟市告示第180号	一部改正
平成18年3月28日	新潟市告示第158号	一部改正
平成20年3月27日	新潟市告示第208号	一部改正
平成26年3月28日	新潟市告示第381号	一部改正
令和2年3月27日	新潟市告示第216号	一部改正
令和6年4月1日	新潟市告示第334号	一部改正

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、水槽を設けて飲料水を供給する施設について、衛生管理上必要な事項を定めることにより、衛生的で安全な飲料水の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水槽 飲料水を供給する受水槽、高置水槽等をいう。
- (2) 貯水槽給水施設 次に掲げるものであって、水槽から給水栓までの施設の総体をいう。
 - ア 水道法（昭和32年法律第177号）第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道（以下「貯水槽水道」という。）
 - イ 水槽を設けて地下水その他の水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水のみを水源とする施設（水道法第3条第6項に規定する専用水道を除く。以下「地下水等使用施設」という。）
 - ウ 水槽を設けて水道事業の用に供する水道から供給を受ける水及びそれ以外の水を水源として併用する施設（水道法第3条第6項に規定する専用水道を除く。以下「併用使用施設」という。）
- (3) 設置者 貯水槽給水施設の所有者又は所有者以外の者で当該施設の維持管理に関する権原を有するものをいう。

(構造設備基準)

第3条 貯水槽給水施設の構造設備は、別表第1の構造設備基準によるものとする。

(維持管理基準)

第4条 貯水槽給水施設の維持管理は、別表第2の維持管理基準によるものとする。

(設置等の届出)

第5条 貯水槽給水施設を設置しようとする者は、貯水槽水道又は併用使用施設にあつては水道事業管理者に、地下水等使用施設にあつては市長に別記様式第1号により届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつた場合又は貯水槽給水施設を廃止した場合は、貯水槽水道又は併用使用施設にあつては水道事業管理者に、地下水等使用施設にあつては市長に別記様式第2号により届け出るものとする。

3 水道事業管理者は、前2項において水道法第3条第7項に規定する簡易専用水道（以下「簡易専用水道」という。）に関する届出を受理した場合は、これを市長に通知するものとする。

(清掃実施報告)

第6条 設置者の依頼により水槽の清掃を実施した者は、設置者の同意を得て、別記様式第3号に次に掲げる事項を記載した書類及び清掃後の水質検査成績書の写しを添付し、貯水槽水道又は併用使用施設にあつては水道事業管理者に、地下水等使用施設にあつては市長に清掃を実施した月の翌月末までに報告するものとする。

- (1) 貯水槽清掃作業監督者の氏名及び清掃作業従事者数
- (2) 水槽の設置場所、材質、容量及び有効容量
- (3) 水槽内外の点検結果
- (4) 消毒に使用した薬品名と希釈濃度
- (5) 補修状況（塗装又は被覆を行った場合は、その材料名）
- (6) 設置者への提言等の所見

(簡易専用水道の検査結果報告)

第6条の2 水道法第34条の2第2項に規定する国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者が、同項の検査その他の貯水槽の検査を実施したときは、設置者の同意を得て、別記様式第3号の2により市長に検査を実施した月の翌月末までに報告するものとする。

(防錆^{せい}剤使用等の届出)

第7条 設置者は、防錆^{せい}剤を使用したときは、別記様式第4号により市長に届け出るものとする。

2 設置者は、前項の規定により届け出た事項に変更があつた場合又は防錆^{せい}剤の使用を停止した場合は、別記様式第5号により市長に届け出るものとする。

(汚染事故発生時等の措置)

第8条 設置者は、汚染事故等により供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知った

場合は、次の措置を講じるものとする。

- (1) 直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知すること。
- (2) 直ちに市長へ連絡し、指示を受けること。
- (3) 直ちに施設の点検及び水質検査等により原因を調査し、施設の復旧を図ること。
- (4) 必要に応じて代替水を確保すること。
- (5) 給水の再開は、水質検査により飲料水の安全を確認してから行うこと。

- 2 設置者は、定期及び臨時の水質検査の結果、水道法に基づく水質基準に適合しない場合には、市長へ連絡し指示を受けるものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第9条 市長又は水道事業管理者は、衛生管理上必要と認めるときは、設置者の同意を得て、設置者から報告を求め、又は当該職員をしてその施設の立入検査をさせるものとする。

- 2 設置者は、常に施設の適正な管理に努め、前項の規定による報告又は立入検査により不備な点が指摘された場合は、速やかに改善を図るものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(新潟市貯水そう清掃実施要領の廃止)

- 2 新潟市貯水そう清掃実施要領(昭和52年1月6日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

貯水槽給水施設の構造設備基準

貯水槽給水施設の構造及び設備は、建築基準法及び関連通知の規定によるほか、次に掲げる事項に留意すること。

1 水槽の設置場所

- (1) 水槽は、周囲にごみや汚物の置場がなく、わき水及びたまり水の影響を受けず、かつ、人が通常出入りしない場所に設置すること。屋外に設置する場合は、必要に応じ柵等で囲み、関係者以外が立入りできないようにすること。
- (2) 水槽周囲の点検空間は、水槽の上部については 1 メートル以上、底部及び周囲については 60 センチメートル以上を標準とすること。
- (3) 水槽又はポンプを屋内に設置する場合は、必要に応じて換気、排水及び照明設備を設けること。
- (4) 水槽を塔屋屋上等高所に設置する場合は、転落防止用の柵及び階段を設ける等保守点検を安全に行うことができる措置を講じること。
- (5) 水槽を地下ピット内に設置する場合は、保守点検を容易に行うことができる措置を講じ、排水たまりに水位警報装置を設けること。
- (6) 水槽上部には、水を汚染するおそれのある設備を原則として設けないこと。やむを得ず設ける場合は、水槽上部に受け皿を設ける等して、飲料水を汚染することがないように、衛生上必要な措置を講じること。

2 水槽の構造

(1) 容量

ア 受水槽の有効容量は、計画 1 日使用水量の 10 分の 4 から 10 分の 6 を標準とすること。

イ 高置水槽の有効容量は、計画 1 日使用水量の 10 分の 1 を標準とすること。

(2) マンホール

ア マンホールの立上げは、水槽の上部面から 10 センチメートル程度とすること。

イ 蓋は、施錠等により維持管理をする者以外の者が容易に開閉できない構造とすること。

ウ 蓋は、風圧や震動で容易にはずれたり、隙間ができないような構造とすること。

(3) 水槽内

ア 流入口と流出口は、水槽内において対称位置に設ける等水槽内で水が滞留しない措置を講じること。

イ 水槽内は、吐水口空間を確保すること。

(4) オーバーフロー管

- ア 管端部は下向きとし、十分な下り幅をとること。
- イ 管端開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。
- ウ 管端は間接排水とし、十分な排水口空間を確保すること。

(5) 通気装置

- ア 管端部は下向きとするか、通気笠^{かさ}を設けること。
- イ 通気笠^{かさ}の場合は、笠^{かさ}が容易にはずれない措置を講じること。
- ウ 積雪で開口部がふさがれない構造とすること。
- エ 開口部には2ミリメートル目程度の防虫網を取り付けること。

(6) 排水設備

- ア 水槽の底部に適度な勾配をとり、吸込みピット等を設け、完全に水抜きができる構造とすること。
- イ 水抜管の管端は間接排水とし、十分な排水口空間を確保すること。

(7) その他

- ア 水槽の上部面は適度な勾配をとる等たまり水のできない構造とすること。
- イ 水槽が直接日光を受ける場合は、光の透過を防ぐ措置を講じること。

3 給水管

- (1) 水を汚染するおそれのある箇所を貫通していないこと。
- (2) 排水管等他の配管と識別できる措置を講じること。

4 その他

- (1) ポンプ室の床は、排水が速やかにできる構造とすること。
- (2) 受水槽へ流入する給水管に給水栓を設けること。
- (3) 地下水等使用施設及び併用使用施設においては、塩素注入装置を設けること。
- (4) 塩素注入装置は室内に設け、関係者以外が立入ることができない措置を講じること。

貯水槽給水施設の維持管理基準

貯水槽給水施設の維持管理は、次に掲げる事項に留意すること。

1 施設の点検管理

- (1) 水槽の周囲は、常に清潔にし、水槽の周囲に水を汚染するおそれのあるものを置かないこと。
- (2) 施設の点検をおおむね月1回、次の点に留意して行うこと。
 - ア 水槽周辺の清潔保持状況
 - イ 水槽の水漏れ及び損傷の有無
 - ウ 水槽内部の異物の有無
 - エ 水槽のマンホールの施錠及び防水状況
 - オ オーバーフロー管からの出水の有無
 - カ オーバーフロー管及び通気管の防虫網の状況
 - キ 給水配管及び給水器具の異常の有無
 - ク 塩素注入装置の作動状況
 - ケ 防錆^{せい}剤注入装置の作動状況
 - コ 揚水ポンプの振動及び異常の有無
- (3) 給水栓における水が、遊離残留塩素を 0.1 mg/L （結合残留塩素の場合は、 0.4 mg/L ）以上保持するよう、適正な管理をすること。
- (4) 簡易専用水道、地下水等使用施設及び併用使用施設にあつては、残留塩素の測定を7日以内に1回行うこと。
- (5) 塩素注入装置を設けている場合は、消毒剤を適正に保管すること。

2 水槽の清掃

- (1) 水槽の清掃を毎年1回以上定期に行うこと。水槽の新設、入替え、修理等をした場合も行うこと。
- (2) 清掃は、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準（平成15年厚生労働省告示第119号）及び建築物における衛生的環境の維持管理について（平成20年1月15日付健発第0125001号厚生労働省健康局長通知）に規定する建築物環境衛生維持管理要領を参考に行うこと。
- (3) 清掃は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第5号に基づき建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業の登録を受けた者又はこれと同等の知識及び技能を有する者が行うこと。
- (4) 清掃後は、速やかに水槽の系統ごとに末端給水栓から採水し、水質検査を行うこと。

(5) 採水は、水質検査機関又はこれと同等の知識を有する者が行うこと。

3 水質検査項目

(1) 前項第4号に規定する水質検査は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）で定める項目のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH値、味、臭気、色度並びに濁度の計12項目とする。ただし、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条で規定する特定建築物にあっては、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第2号）及び関連通知で定める項目とする。

(2) 地下水等使用施設及び併用使用施設においては、使用開始の前に地下水その他の水道事業の用に供する水道から供給を受ける水以外の水について水質基準に関する省令で定める全項目の検査を行うこと。

4 防錆^{せい}剤の管理

防錆^{せい}剤を使用する場合は、空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準及び関連通知の規定に準じて行うこと。

5 管理態勢

(1) 設置者は、維持管理責任者を1人定めておくこと。ただし、自ら維持管理責任者となる場合はこの限りでない。

(2) 維持管理責任者は、維持管理基準に掲げる業務に従事し、又はその業務に従事する者を監督すること。

(3) 設置者は、貯水槽給水施設の設備の配置及び系統並びに受水槽周囲の構造物の配置を明らかにした図面を整理保存しておくこと。

(4) 設置者は、水槽の清掃記録その他の維持管理に関する事項を記載した帳簿書類を5年間保存しておくこと。

貯水槽給水施設設置届出書

年 月 日

(宛先)

届出者（設置者）住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第 5 条第 1 項の規定により届け出ます。

■建築物の概要

建築物の名称			
建築物の所在地	新潟市		
主たる用途		延床面積	m ²
階数	地上 階，地下 階	棟数	棟
竣工予定年月日	年 月 日	食品取扱施設	☐ 有 ☐ 無

■貯水槽給水施設の概要

水源	☐ 水道水 ☐ 地下水 ☐ その他（ ）			
給水方式	☐ 加圧ポンプ式 ☐ 高置水槽式 ☐ その他（ ）			
給水先	☐ 建築物全体 ☐ 部分給水（ ～ 階）			
	有効容量	設置場所	材質	数
受水槽	m ³	☐ 屋内 ☐ 地下ピット ☐ 屋外	☐ FRP ☐ ステンレス ☐ その他（ ）	基
高置水槽	m ³	☐ 屋内 ☐ 屋外	☐ FRP ☐ ステンレス ☐ その他（ ）	基
配管材質	☐ ポリ粉体ライニング鋼管 ☐ 塩ビライニング鋼管 ☐ その他（ ）			
付帯設備	☐ 塩素注入装置 ☐ 直結給水栓 ☐ 換気設備 ☐ 排水設備 ☐ 照明設備			

注 該当する事項の□の中に✓印を記入してください。

貯水槽給水施設変更（廃止）届出書

年 月 日

（宛先）

届出者（設置者）住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

建築物の名称			
建築物の所在地		新潟市	
□変 更	変 更 事 項	変更前	変更後
	変更年月日	年 月 日	
□廃 止	廃止年月日	年 月 日	

注 該当する事項の□の中に✓印を記入してください。

貯水槽清掃実施状況報告書

年 月 日

(宛先)

清掃実施者 住所（法人にあつては所在地）

氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第6条の規定により報告します。

(年 月分)

建築物名称	建築物所在地	清掃年月日

添付書類

- 1 次に掲げる事項を記載した書類
 - (1) 貯水槽清掃作業監督者の氏名及び清掃作業従事者数
 - (2) 水槽の設置場所，材質，容量及び有効容量
 - (3) 水槽内外の点検結果
 - (4) 消毒に使用した薬品名と希釈濃度
 - (5) 補修状況（塗装又は被覆を行った場合は，その材料名）
 - (6) 設置者への提言等の所見
- 2 水質検査成績書の写し

簡易専用水道検査状況報告書（ 年 月分）

年 月 日

（宛先）新潟市長

検査機関 住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第6条の2の規定により報告します。

区分			検査実 施件数	総合判定の結果		
簡易専用水道				1 の件数	2 の件数	3 の件数
容量（V）	特 定 建築物	検 査 方 法				
V > 2 0 m ³	非該当	現 場				
	該 当					
			書 類			
2 0 m ³ ≥ V > 1 0 m ³	非該当	現 場				
	該 当					
			書 類			
合 計						
簡易専用水道以外						

添付書類

- 1 簡易専用水道検査結果書 別紙
- 2 平成15年厚生労働省告示第262号第七 一1に定める事項並びに別表第1，
別表第2及び別表第3に定める検査事項についての判定結果を記載した書類

別記様式第3号の2（第6条の2関係）（別紙）

簡易専用水道検査結果書（ 年 月分）

施設の名称	所在地	検査年月日	総合判定 (注1)			容量(V) (注2)			特 定 建築物 (注3)	書類 検査 (注4)
						$V > 20 \text{ m}^3$	$20 \text{ m}^3 \geq V > 10 \text{ m}^3$	その他		
			1	2	3					
			1	2	3					
			1	2	3					
			1	2	3					
			1	2	3					
			1	2	3					
			1	2	3					
			1	2	3					
			1	2	3					
			1	2	3					
			1	2	3					

注1 総合判定の欄には、良好であると判定されるものは1に、改善されるのが望ましいと判定されるものは2に、速やかに改善する必要があると判定されるものは3にそれぞれ○印を記入してください。

2 容量の欄には、容量を記載してください。

3 特定建築物の欄には、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第2条第1項に規定する特定建築物に該当するものについては○印を記入してください。

4 書類検査の欄には、平成15年厚生労働省告示第262号第六に規定する書類検査に該当する検査については○印を記入してください。

給水用防錆^{せい}剤使用届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者（設置者）住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第7条第1項の規定により届け出ます。

■建築物に関する事項

建築物の名称				
建築物の所在地	新潟市			
主たる用途		延床面積	㎡	
階 数	地上 階，地下 階	棟 数	棟	
	有効容量	設置場所	材 質	数
受 水 槽	m ³ ☐ 屋内 ☐ 地下ピット ☐ 屋外	☐ FRP ☐ ステンレス ☐ その他()	基	
高置水槽	m ³ ☐ 屋内 ☐ 屋外	☐ FRP ☐ ステンレス ☐ その他()	基	

■防錆^{せい}剤に関する事項

防錆 ^{せい} 剤等	防錆剤の種類	種 号		
	注 入 方 法	☐ 固形溶解 ☐ 液注入	メーカー名・型式	
	使用開始年月日	年 月 日		
防錆 ^{せい} 剤管理責任者	氏 名			
	住 所			
	資格区分	☐ 建築物環境衛生管理技術者 ☐ 講習会修了者		
	所 属	電話		

注 該当する事項の□の中に✓印を記入してください。

給水用防錆^{せい}剤使用変更（停止）届出書

年 月 日

（宛先）新潟市長

届出者（設置者）住所（法人にあっては所在地）

氏名（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

電話番号

新潟市貯水槽給水施設の衛生管理指導要綱第 7 条第 2 項の規定により届け出ます。

建築物の名称			
建築物の所在地		新潟市	
☐ 変更	変更事項	変更前	変更後
	変更年月日	年 月 日	
☐ 停止	停止年月日	年 月 日	

注 該当する届出事項の□の中に✓印を記入してください。